

資料 3

(平成 28 年 5 月 13 日資料)

行政手続制度について

自治基本条例に定める制度(仕組み)についての確認・検証シート

制度(仕組み)の名称	行政手続制度	担当部課	総務部総務課
		事務事業名	一般管理事務事業
自治基本条例の条・見出し	第32条(行政手続)		
制度(仕組み)の目的	処分、行政指導及び届出等に関する手続並びに規則等を定める場合の意見公募手続に関し共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ること。		
制度(仕組み)の内容	行政処分や行政指導、届出に関する手続及び規則等を制定改廃する場合の意見公募手続について共通する事項を定める。【内容は別添資料のとおり】		
根拠法令等の名称、条項	明石市行政手続条例		
根拠法令等の動向等・社会情勢の変化	平成24、25年度に大きな動向はなかった。 平成27年4月1日から施行される行政手続法の一部を改正する法律において、新たに「処分等の求め」や「行政指導の中止等の求め」の手続が新設された。		
制度(仕組み)の運用 【継続:裏面】	意見公募手続の実績 ・平成24年度 0件 ・平成25年度 2件 ・平成26年度 2件 (詳細は別添のとおり)		
制度(仕組み)の運用上の課題とそれに対する考え方	市民参画条例で定める市民参画手法の一つとしての意見公募手続と、本条例の定める意見公募手続の区別が全庁的にあいまいである。 今後、庁内に対して周知を図っていく必要があると考えている。		
制度(仕組み)の内容が社会情勢に適合しているか。	平成27年4月1日の改正法の施行に合わせ、明石市行政手続条例を改正。		
制度(仕組み)が自治基本条例の内容に適合しているか。	行政手続条例は、自治基本条例第32条の規定の趣旨にのっとり定められている。		

制度(仕組み)の運用

行政手続制度の概要

1 行政手続法とは？

- (1) 営業の許可などの申請に対して許可する・しないという処分（申請に対する処分）
についての手続
 - (2) 許可を取り消したり一定期間の営業停止を命じたりする処分（不利益処分）につい
ての手続
 - (3) 「行政指導」の手続
 - (4) 「届出」の手続
 - (5) 「命令等」を定める際の手続（意見公募手続）
- について定めた法律で、平成6年10月1日から施行されています。

また、平成27年4月1日に、新たに「処分等の求め」、「行政指導の中止の求め等」につい
て定めた一部改正が行われました。

2 行政手続条例とは？

地方公共団体の機関がする処分のうち、その根拠となる規定が条例又は規則に置かれてい
るもの、地方公共団体のする行政指導、地方公共団体の機関に対する届出、命令等を定める
行為に関する手続きについて、行政手続法の適用が除外されています。

そこで、明石市では、この法律の趣旨にのっとり必要な措置を講ずるため、「行政手続条例」
を定めています。

(参考) 地方公共団体の行う処分、行政指導に対する行政手続法の適用関係

区分	地方公共団体の処分等 を規定する法令	処分	行政指導
処分等の根拠を条 例又は規則等に置 くもの	法律の委任規定に基づ く条例	行政手続法は直接適用されないため、行政手 続条例が適用される。	
	(単独の) 条例		
	(単独の) 条例に基づ く規則等		
上記以外のもの	(単独の) 規則等	行政手続法が適 用される。	行政手続法が直接適用 されないため、行政手続 条例が適用される。
	法律		
	法律に基づく命令		
	法律に基づく規則等		

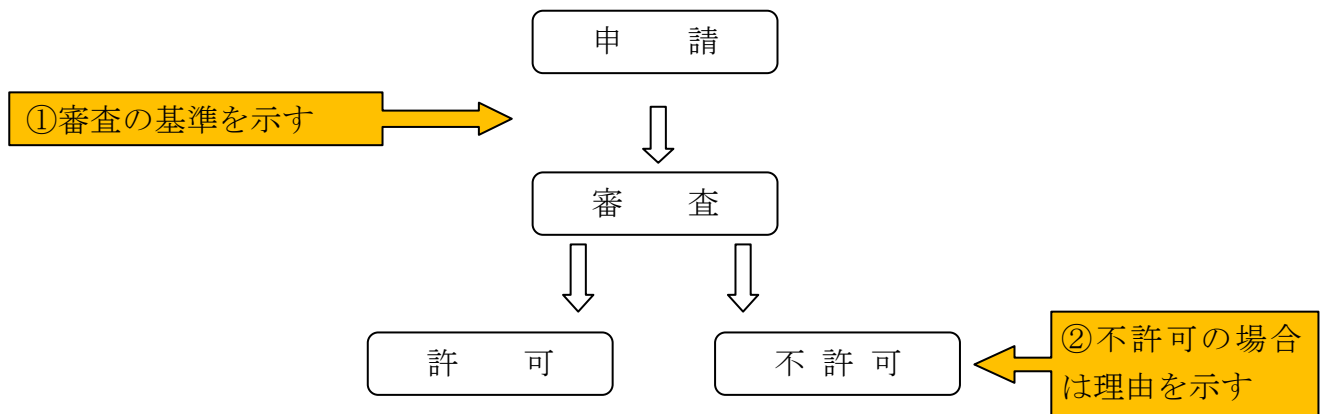
行政手続制度について

1 行政手続制度の目的

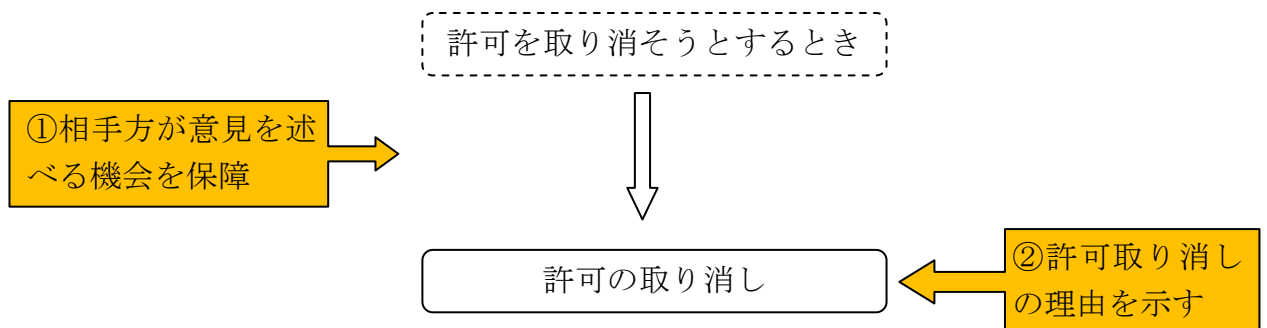
行政が一定の処分等をするに当たって守るべき共通の手続に関するルールを定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としています。根拠法令として、「行政手続法」「明石市行政手続条例」があります。

2 制度の概要

(1) 申請に対する処分について（例：建築の許可、生活保護の受給決定など）

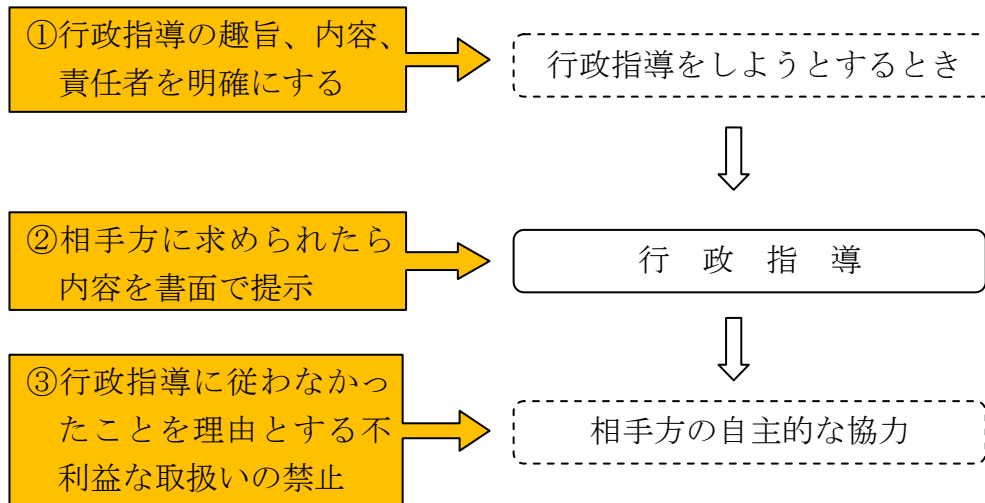


(2) 不利益処分について（例：許可を取り消したり、営業停止を命じたりする処分）



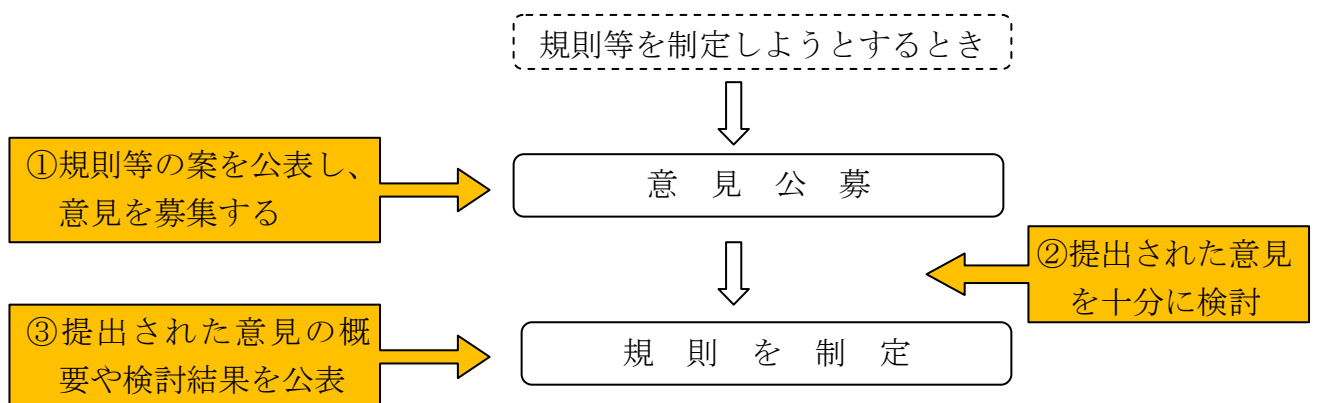
(3) 行政指導について

行政指導とは、市が特定の人に対してある行為を行うように（又は行わないように）具体的に求める行為です。あくまでも「求める」行為であるため、拘束力はなく、相手方の自主的な協力を前提としています。



(4) 意見公募手続（パブリックコメント）について

市民の権利や義務に直接関係する規則等を制定又は改廃する場合は、その案をあらかじめ公表し、広く一般の意見を求めます。この手続により、市の考えを市民に説明するとともに、市民の意見を市が把握することが可能になります。



※ 市の組織や人事、内部の事務処理などに関する規則は行政手続制度の対象外となっています。また、市民参画条例により意見公募等を行うものについても、行政手続制度上の意見公募とは別の取り扱いとしています。

行政手続条例に基づく意見公募手続実施状況

項目	趣旨・目的	主な内容	担当課	意見募集期間	意見件数	
平成25年度						
1	「明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例」施行規則の一部改正について	平成19年10月に施行した「明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例」により、開発事業等に対し規制・誘導を行い公共施設等の整備に一定の成果をあげてきたが、実態に即した基準とすることで公平・透明性の向上を図るため。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に関する基準（道路のすみ切りや縦断勾配の数値）を改正。 ・明石市公共下水道事業計画の見直しに伴い流量計算式等の数値を改正。 ・公園及び緑地に関する基準を改正。 ・消防水利等に関する基準を改正。 ・ごみ集積施設に関する基準を改正。 ・駐車及び駐輪施設に関する基準を改正。 	都市整備部 建築室開発審査課	平成25年11月1日～11月30日	なし
2	明石市都市公園条例施行規則の一部改正について	有料公園施設の利用者からの要望に応えるため、附属設備を追加するほか、現状に合わせた附属設備の整理を行うため。	電源、放送設備、体操器具等の使用料を定める。	都市整備部 緑化公園課	平成26年1月15日～2月14日	なし
平成26年度						
1	明石市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の制定について	平成25年11月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、大規模建築物等の所有者等に対し、当該建築物の耐震結果と市への判断結果の報告が義務付けられたため。	<ul style="list-style-type: none"> ・市は診断結果の公表にあたり、報告内容について妥当性を判断する必要があるため、安全性に関する評価を行う技術的能力を有すると認められた者を定める。 ・所有者等が市に診断結果を報告する書式を定める。 	都市整備部 建築室建築安全課	平成26年9月9日～10月8日	なし
2	明石市立大蔵海岸多目的広場条例施行規則の概要について	平成26年9月にオープンする予定の大蔵海岸多目的広場について、その管理運営を規定した大蔵海岸多目的広場条例施行規則を制定する必要があるため。	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド、クラブハウスの談話室の使用に係る許可申請について定める。 ・主な附属設備の利用料金の上限を定める。 ・グラウンド等の使用受付後にキャンセルがあった場合のキャンセル料を定める。 ・グラウンド等及び附属設備の利用について年会費を定める。 	土木交通部 海岸課	平成26年6月16日～7月15日	2件